

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を
含む。)

○ 車両毎の用途

許可の更新申請の場合で、事業計画に変更のない場合には、「変更なし」とのみ記入。
※大阪府への更新申請の場合は提出不要です。

(例)

- キャブオーバーで運搬 「動植物性残さ」
- ダンプで運搬 「建設系廃棄物」
- コンテナ車で運搬 「がれき類」「金属くず」

- ・ダンプトラック、吸引車等の車両、ドラム缶、フレキシブルコンテナバッグ等の容器など産業廃棄物の性状、形状、量に応じた施設(車両及び容器)が必要です。
- ・車検証の備考欄に「土砂等以外のもとする」と記載されている車両で「がれき類」、「鉱さい」、「石炭がら」及び「砂利(砂及び玉石を含む)又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理したもの」を運搬することはできません。
- ・塵芥車(パッカー車)で「がれき類」、「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」を運搬することはできません。
- ・『感染性産業廃棄物』は専用密閉容器と、保冷車又は密閉車両と保冷機能が必要となります。

○ 収集運搬業務を行う時間

(例) 営業日：月～土曜日(8:00～16:00)

休業日：日曜日及び祝日

- ・「役員」の欄には、申請書第2面に記載した役員の人数を記載してください(監査役も役員です)。
- ・「使用人」の欄には、申請書第3面に記載した使用人の人数を記載してください。
- ・役員や使用人、その他の職種を同一の方が兼ねている場合は、()書きで、その人数を記載してください。

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月△△日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	0人	0人	3人 (1人)	0人	0人	8人